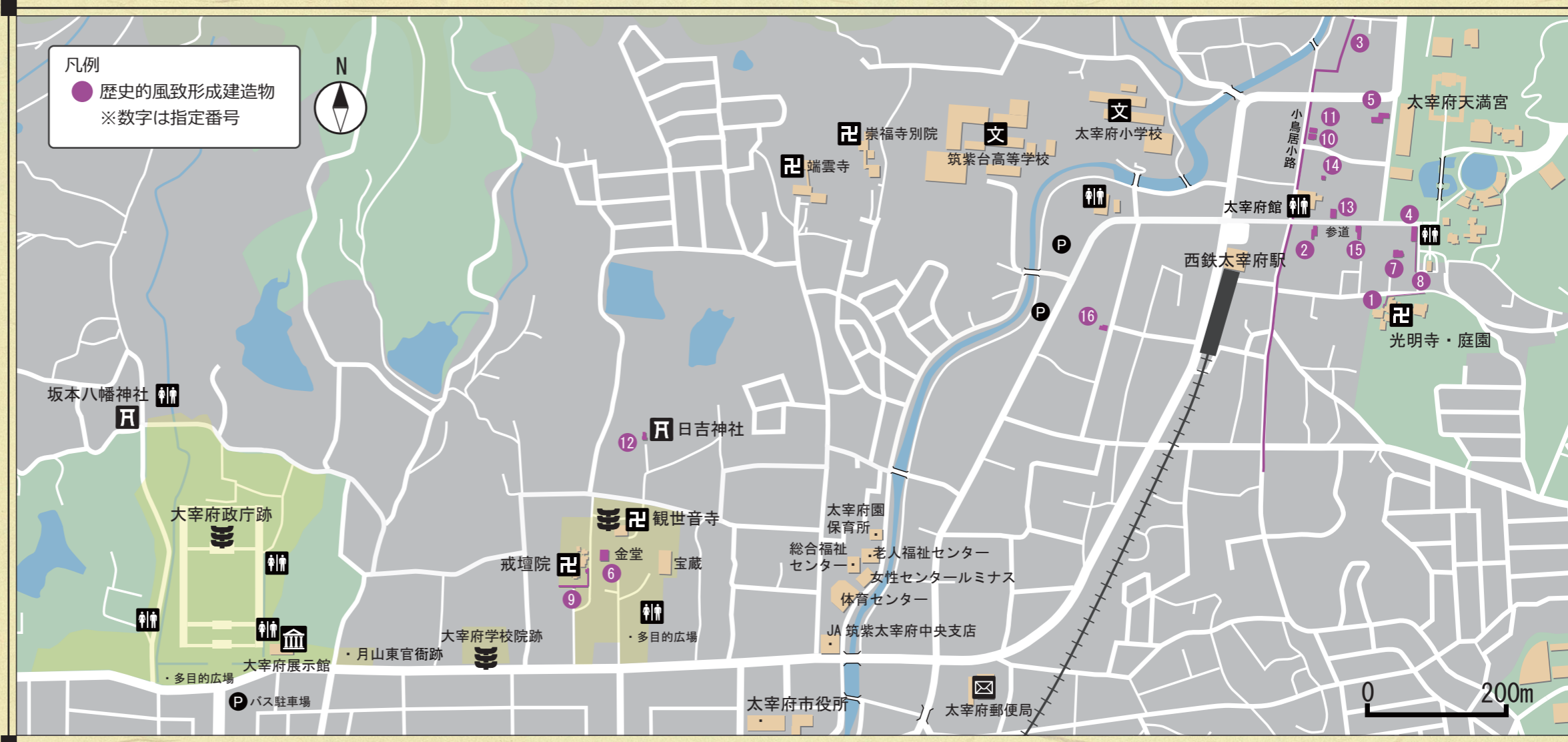


太宰府市 歴史的風致形成建造物 解説書



歴史的風致形成建造物指定プレート



市町村は、歴史まちづくり法第14条第2項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を行ったときは、標識を設置する必要があります。そのため、指定を受けた歴史的風致形成建造物には指定プレートの設置を行っています。市内を散策しながら歴史的風致形成建造物の指定プレートを探してみませんか！

発行 令和元年(2019)7月
作成 太宰府市
〒818-0198 福岡県太宰府市親世音寺一丁目1番1号
TEL:092-921-2121 FAX:092-921-1601

歴史的風致とは

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称：歴史まちづくり法、平成20年施行)では「歴史的風致」を「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(第1条)」と定義し、ソフトとしての人々の活動、ハードとしての建造物、そして、全てを合わせた環境をいいます。

歴史的風致形成建造物とは

太宰府市歴史的風致維持向上計画で定める重点区域内で、太宰府固有の歴史的風致の維持向上を図るために、歴史的風致を形成している国指定文化財以外の歴史的建造物で、その価値を認められるものについて歴史的風致形成建造物に指定することとしています。

大野城太宰府旧蹟全図北 - 文化3(1806)年より一部抜粋



歴史的風致形成建造物の指定の方針

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、これら建造物が歴史及び伝統を反映した人々の地域の活動と密接に関係し、地域の歴史的風致を形成していることを踏まえ、太宰府市民遺産に認定されたストーリーを構成する文化遺産を積極的に指定するとともに、本市の景観計画に基づいて指定される景観重要建造物についても重点区域内に存するものについて歴史的風致形成建造物に指定するものとしています。

歴史的風致形成建造物の指定条件

- ①国の登録有形文化財及び県又は市の文化財保護条例に基づく指定文化財
- ②景観計画に基づく景観重要建造物(指定が確実な物件を含む)
- ③認定を受けた太宰府市民遺産を構成する建造物
- ④太宰府市の歴史的風致の形成にとって、市長が必要と認めたもの